

静岡産業大学学費等納付規程

(目 的)

第1条 静岡産業大学（以下「本学」という。）の学費等の納付に関しては、静岡産業大学学則（以下「学則」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学費等 入学金、授業料、施設設備費及び預り金
- (2) 授業料等 授業料及び施設設備費
- (3) 預り金 本学が徴収の委託を受けた後援会費、学友会費及び同窓会費並びに
学生教育研究災害傷害保険料及び学研災付帯賠償責任保険料

(学費等の額)

第3条 学費等の額は、別表1及び別表2に定める。

(納付期日)

第4条 学費等は、前期にあつては4月30日まで、後期にあつては10月31日までに一括納付しなければならない。

2 新入学生の学費等については、入学手続書類に記載の期日までに納付しなければならない。

(分 納)

第5条 第4条第1項に定める期日までに学費等を一括納付できない者は、前期にあつては4月30日まで、後期にあつては10月31日までに授業料等分納願（様式第1号）に分納手数料3,000円を添えて提出し、許可を得なければならない。ただし、その期日までに本学と提携している金融機関に対して借入れを申請し、審査の結果、融資可とされたときは、分納手数料を免除する。

2 前項により分納を許可された者の分納回数は前期、後期それぞれ3回とし、各回の納付期日は次のとおりとする。

<前期>	1回目	5月15日	<後期>	1回目	11月15日
	2回目	6月15日		2回目	12月15日
	3回目	7月15日		3回目	1月15日

3 各分納期日に支払う金額は、別表3のとおりとする。

4 次の各号の一に該当するものについては、分納を認めない。

- (1) 入学年次前期の学費等
 - (2) 静岡産業大学特待生規程第2条第1項第4号及び第5号に規定する特待生の学費等
 - (3) 留学期間中の学費等
 - (4) 卒業延期者の学費等
 - (5) 休学期間中の在籍料
- (延 納)

第6条 第5条第1項に定める期日までに授業料等分納願を提出しない者については、前期にあつては6月15日まで、後期にあつては12月15日までに授業料等延納願（様式第2号）に延滞手数料5,000円を添えて提出し、許可を得なければならない。

2 第1項により延納を許可された者の納付期日は、次のとおりとする。

前 期 7月15日 後 期 1月15日

3 次の各号の一に該当するものについては、延納を認めない。

- (1) 入学年次前期の学費等
 - (2) 静岡産業大学特待生規程第2条第1項第5号に規定する特待生の学費等
 - (3) 留学期間中の学費等
 - (4) 卒業延期者の学費等
 - (5) 休学期間中の在籍料
- (再延納)

第7条 第5条第1項により分納を許可された者が分納最終期日までに学費等を納付できない場合及び第6条第1項により延納を許可された者が延納最終期日までに学費等を納付できない場合は、前期にあつては7月31日まで、後期にあつては1月31日までに授業料等再延納願（様式第3号）に再延滞手数料5,000円を添えて提出し、許可を得なければならない。なお、授業料等分納願及び授業料等延納願を提出していない者は、分納手数料3,000円と延滞手数料5,000円を併せて徴収することとする。

2 前項により再延納を許可された者の納付期日は、次のとおりとする。

前 期 8月31日 後 期 2月28日

(除 籍)

第8条 第7条第2項に定める各期日までに学費等を納付しない者については、学則第17条第1項第3号により除籍とする。

(休学者の取扱い)

第9条 休学者については、別表1に定める在籍料及び別表2に定める預り金を休学が認められた月の翌々月の15日までに一括納付しなければならない。

2 前項に定めた指定期日までに在籍料及び預り金を納付しない場合は、休学許可を取り消すこととする。

3 休学を認められた者が当該学期の学費等を既に納付していた場合は、学費等から在籍料及び預り金を引いた額を返還する。

(学費等の返還)

第10条 既納の学費等は返還しない。ただし、入学の辞退手続きが完了した場合は、入学金を除く学費等を返還する。

(庶務)

第11条 学費等に関する庶務は、大学事務局総務課が行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、学費等の納付に関し必要な事項は、理事長が決定することとする。

(改正)

第13条 この規程の改正は、大学協議会及び理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

(1) 平成27年度以降入学生

学		費	前 期	後 期
入学生 在学生	日本人 学 生	入学金 (入学時のみ)	200,000円	—
		授業料 (半期ごと)	366,500円	366,500円
		施設設備費 (半期ごと)	150,000円	150,000円
	外国人 留学生	入学金 (入学時のみ)	100,000円	—
		授業料 (半期ごと)	311,525円	311,525円
		施設設備費 (半期ごと)	150,000円	150,000円
休 学 者	在籍料 (半期ごと)	60,000円	60,000円	

(2) 平成26年度以前入学生、平成28年度以前編入学生

学		費	前 期	後 期
入学生 在学生	日本人 学 生	入学金 (入学時のみ)	250,000円	—
		授業料 (半期ごと)	316,350円	316,350円
		施設設備費 (半期ごと)	125,000円	125,000円
		実習費 (半期ごと)	25,000円	25,000円
	外国人 留学生	入学金 (入学時のみ)	150,000円	—
		授業料 (半期ごと)	269,000円	268,795円
		施設設備費 (半期ごと)	125,000円	125,000円
		実習費 (半期ごと)	25,000円	25,000円
休 学 者	在籍料 (半期ごと)	60,000円	60,000円	

別表 2

預 り 金 ※4		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
諸経費	後援会費 (年額)	経営学部	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円
		情報学部	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
		外国人留学生	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	学友会費 (年額)	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
	同窓会費 (初年度のみ)	12,000円	—	—	—	
保険料 ※1	学生教育研究災害傷害保険料 ／学研災付帯賠償責任保険料 (4年間分)	4,660円	— ※2	— ※3	—	

※1 保険料は改定する場合がある。

※2 2年次編入生は、3,620円(3年間分)を納付

※3 3年次編入生は、2,430円(2年間分)を納付

※4 在籍5年目以降は、1年ごとに後援会費、学友会費及び保険料1,340円を納付

別表 3

(1) 経営学部日本人学生（平成27年度以降入学生）

		通常生	特待生A (年額40万円減免)	特待生B (年額20万円減免)	特待生C (年額10万円減免)
前期	5/15	180,000円	114,500円	145,000円	164,500円
	6/15	180,000円	114,500円	145,000円	164,500円
	7/15	183,500円	114,500円	153,500円	164,500円
後期	11/15	170,000円	100,000円	135,000円	150,000円
	12/15	170,000円	100,000円	135,000円	150,000円
	1/15	176,500円	116,500円	146,500円	166,500円

(2) 経営学部日本人学生（平成26年度以前入学生、平成28年度以前編入学生）

		通常生	特待生A (年額40万円減免)	特待生B (年額20万円減免)	特待生C (年額10万円減免)
前期	5/15	164,450円	95,000円	130,000円	145,000円
	6/15	164,450円	95,000円	130,000円	145,000円
	7/15	164,450円	103,350円	133,350円	153,350円
後期	11/15	150,000円	85,000円	120,000円	135,000円
	12/15	150,000円	85,000円	120,000円	135,000円
	1/15	166,350円	96,350円	126,350円	146,350円

(3) 情報学部日本人学生（平成27年度以降入学生）

		通常生	特待生A (年額40万円減免)	特待生B (年額20万円減免)	特待生C (年額10万円減免)
前期	5/15	175,000円	110,000円	140,000円	160,000円
	6/15	175,000円	110,000円	140,000円	160,000円
	7/15	183,500円	113,500円	153,500円	163,500円
後期	11/15	170,000円	100,000円	135,000円	150,000円
	12/15	170,000円	100,000円	135,000円	150,000円
	1/15	176,500円	116,500円	146,500円	166,500円

(4) 情報学部日本人学生（平成26年度以前入学生、平成28年度以前編入学生）

		通常生	特待生A (年額40万円減免)	特待生B (年額20万円減免)	特待生C (年額10万円減免)
前期	5/15	160,000円	90,000円	125,000円	140,000円
	6/15	160,000円	90,000円	125,000円	140,000円
	7/15	163,350円	103,350円	133,350円	153,350円
後期	11/15	150,000円	85,000円	120,000円	135,000円
	12/15	150,000円	85,000円	120,000円	135,000円
	1/15	166,350円	96,350円	126,350円	146,350円

(5) 外国人留学生（平成27年度以降入学生）

		通常生	特待生A (年額40万円減免)	特待生B (年額20万円減免)	特待生C (年額10万円減免)
前期	5/15	155,000円	90,000円	120,000円	140,000円
	6/15	155,000円	90,000円	120,000円	140,000円
	7/15	163,525円	93,525円	133,525円	143,525円
後期	11/15	150,000円	85,000円	120,000円	135,000円
	12/15	150,000円	85,000円	120,000円	135,000円
	1/15	161,525円	91,525円	121,525円	141,525円

(6) 外国人留学生（平成26年度以前入学生、平成28年度以前編入学生）

		通常生	特待生A (年額40万円減免)	特待生B (年額20万円減免)	特待生C (年額10万円減免)
前期	5/15	140,000円	77,000円	110,000円	127,000円
	6/15	140,000円	77,000円	110,000円	127,000円
	7/15	151,000円	77,000円	111,000円	127,000円
後期	11/15	135,000円	70,000円	100,000円	120,000円
	12/15	135,000円	70,000円	100,000円	120,000円
	1/15	148,795円	78,795円	118,795円	128,795円

学費等納付の流れ

		4/30 10/31	5/15 11/15	6/15 12/15	7/15 1/15	7/31 1/31	8/31 2/28
期限内納付	一括納付	通常納付期日					
		◎					
期限を過ぎたの納付(延納)	①分納手続き	分納願提出期日	分納1回目納付期日	分納2回目納付期日	分納3回目納付期日		
		分納願 + 分納手数料 3,000円	○	→ ○	→ ◎		
			○	→ ×	→ ◎		
			×	→ ○	→ ◎		
			×	→ ×	→ ◎		
			○	→ ○	→ ×		
			○	→ ×	→ ×		
	×	→ ×	→ ×				
	②分納手続きなし → 一括延納へ	分納願未提出	延納願提出期日	延納納付期日			
			延納願 + 延滞手数料 5,000円	→ ◎			
延納願未提出			→ ×				
③再延納手続き				再延納願提出期日	再延納納付期日		
				再延納願 + 再延滞手数料 5,000円	→ ◎		
				再延納願未提出	→ × 除籍		
④分納、延納手続きなし				再延納願 + 再延滞手数料5,000円 分納手数料3,000円 延滞手数料5,000円	→ ◎		
				再延納願未提出	→ × 除籍		
				再延納願未提出	除籍候補者		

【納付期限(4/30(10/31))までに一括納付できない場合の手続き】

- ① 4/30(10/31)までに分納手続きを行い、7/15(1/15)までに3回で納付する。 分納手数料 3,000円
- ② 4/30(10/31)までに分納手続きを行わなかった者(未手続き者)は、6/15(12/15)までに延納手続きを行い、7/15(1/15)までに一括で納付する。 延滞手数料 5,000円
- ③ 分納最終期日および延納期日である7/15(1/15)までに全額を納付できなかった者は、7/31(1/31)までに再延納手続きを行い、8/31(2/28)までに残額を一括で納付する。
再延滞手数料5,000円
- ④ 分納及び延納手続きを行わなかった者(未手続き者)は、7/31(1/31)までに再延納手続きを行い、8/31(2/28)までに残額を一括で納付する。

再延滞手数料5,000円+分納手数料3,000円+延滞手数料5,000円

授業料等分納願

年 月 日

静岡産業大学 学長 様

学籍番号： _____

氏 名： _____ 印

携帯番号： _____

保護者住所： _____

保護者氏名： _____ 印

携帯番号： _____

____年度____期学費等を分納したいので、許可されるようお願いいたします。

記

理由（具体的に）

金 額 _____ 円

納付期日 1回目 _____ 月 _____ 日 _____ 円

2回目 _____ 月 _____ 日 _____ 円

3回目 _____ 月 _____ 日 _____ 円

〈個人情報の管理について〉 記載された個人情報については、学内の教育上の目的に使用します。
学外者へ情報を提供することはありません。

領 収 書

No. _____

年 月 日

様

¥ 3, 0 0 0 円 -

但し、分納手数料として

〒426-8668 静岡県藤枝市駿河台 4-1-1

学校法人 新静岡学園

静岡産業大学

理事長 ○○ ○○

取扱者

授業料等延納願

年 月 日

静岡産業大学 学長 様

学籍番号： _____

氏 名： _____ 印

携帯番号： _____

保護者住所： _____

保護者氏名： _____ 印

携帯番号： _____

____年度____期学費等を延納したいので、許可されるようお願いいたします。

記

理 由 (具体的に)

金 額 _____ 円 分納手続き 有 ・ 無

納付期日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※分納手続きをした者は延滞手数料免除

〈個人情報の管理について〉 記載された個人情報については、学内の教育上の目的に使用します。
学外者へ情報を提供することはありません。

領 収 書

年 月 日

様

¥ 5, 0 0 0 円 -

但し、延納手数料として

取扱者

〒426-8668 静岡県藤枝市駿河台 4-1-1
学校法人 新静岡学園
静岡産業大学
理事長 ○○ ○○

授業料等再延納願

年 月 日

静岡産業大学 学長 様

学籍番号： _____

氏 名： _____ 印

携帯番号： _____

保護者住所： _____

保護者氏名： _____ 印

携帯番号： _____

____年度____期学費等を再延納したいので、許可されるようお願いいたします。

なお、納付期日までに納付できなかった場合は、学則第17条第3項により除籍の措置が執られることを了承いたします。

金 額 _____ 円

納付期日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〈個人情報の管理について〉 記載された個人情報については、学内の教育上の目的に使用します。
学外者へ情報を提供することはありません。

領 収 書

年 月 日

_____ 様

¥ 5, 0 0 0 円 -

但し、再延納手数料として

〒426-8668 静岡県藤枝市駿河台 4-1-1

学校法人 新静岡学園

静岡産業大学

理事長 ○○ ○○

取扱者